

経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部

安全保障貿易管理課 末森課長殿

安全保障貿易審査課 安倍課長殿

写) 経済安全保障政策課 椎名分析官殿

写) 安全保障貿易管理課 井口課長補佐殿、清水課長補佐殿

写) 安全保障貿易管理課 相部課長補佐殿、遠藤課長補佐殿

写) 安全保障貿易審査課 中谷総括課長補佐殿、宮本上席審査官殿

一般財団法人 安全保障貿易情報センター

先端材料関連分科会

主査 宮寄 斉

### 輸出令別表第1の5の項（5）の改正要望

表題の件につきまして、下記のとおり要望いたしますので、何卒ご検討いただきますようよろしくお願いいたします。

#### 記

#### 1. 要望内容

輸出令別表第1の5の項（5）の改正を、以下のとおり要望します。

##### （1）改正案の要旨

輸出令別表第1の5の項（5）の「……これらの製造用の装置**若しくはその部分品若しくは附属品**（2の項の中欄に掲げるものを除く。）」から「**若しくはその部分品若しくは附属品**」を削除する。

##### （2）改正案

輸出令別表第1の5の項（5）

ニッケル合金、チタン合金、ニオブ合金、アルミニウム合金若しくはマグネシウム合金若しくはこれらの粉又はこれらの製造用の装置（2の項の中欄に掲げるものを除く。）

### (3) 現法令

輸出令別表第1の5の項(5)

ニッケル合金、チタン合金、ニオブ合金、アルミニウム合金若しくはマグネシウム合金若しくはこれらの粉又はこれらの製造用の装置若しくはその部分品若しくは附属品(2の項の中欄に掲げるものを除く。)

## 2. 要望の背景・理由等

本要望は輸出令別表第1の5の項(5)と Wassenaar Arrangement(以下 WA)の原文との一致を提案するものです。

### (1) 輸出令別表第1の5の項(5)と WA 原文との比較

1) 本要望に係る輸出令別表第1の5の項(5)および貨物等省令第4条第五号と対応する WA 原文の 1.B.2 の関係は以下の通りです。

- WA 原文 1.B.2 で規制される合金粉末の製造装置は『Equipment designed to produce metal alloy powder or particulate materials and having all of the following: .....』と記載されており、装置の部分品若しくは附属品については記載されておりません。
- 一方、対応する輸出令別表第1の5の項(5)の条文では、「ニッケル合金、チタン合金、ニオブ合金、アルミニウム合金若しくはマグネシウム合金若しくはこれらの粉又はこれらの製造用の装置若しくはその部分品若しくは附属品(2の項の中欄に掲げるものを除く。)」と記載されております。
- すなわち、WA 1.B.2 には記載のない、合金粉末の製造装置の「部分品若しくは附属品」が規制対象として記載されています。

2) 従いまして、輸出令別表第1の5の項(5)「ニッケル合金、チタン合金、ニオブ合金、アルミニウム合金若しくはマグネシウム合金若しくはこれらの粉又はこれらの製造用の装置若しくはその部分品若しくは附属品(2の項の中欄に掲げるものを除く。)」を「ニッケル合金、チタン合金、ニオブ合金、アルミニウム合金若しくはマグネシウム合金若しくはこれらの粉又はこれらの製造用の装置(2の項の中欄に掲げるものを除く。)」に修正し、WA 1.B.2 と整合させることを要望いたします。

### 【ご参考】

対応する WA 原文

- 1.B.2. Equipment designed to produce metal alloy powder or particulate materials and having all of the following:
- a. Specially designed to avoid contamination; and
  - b. Specially designed for use in one of the processes specified by 1.C.2.c.2.

### (2) 我が国産業界における当該貨物に係る現状

1) WA 1.B.2 に対応する貨物等省令第4条第五号においては、WA と同様に、合金粉末の製造

装置に関しては部分品若しくは附属品は記載されていません。

#### 貨物等省令第4条第五号

合金の粉末又は合金の粒子状物資の製造用に設計した装置であつて、次のイ及びロに該当するもの

イ コンタミネーションを防止するように特に設計したもの

ロ 第七号ハ(二)1から8までのいずれかに該当する方法において使用するよう特に設計したもの

- 2) 従いまして、実質的には、WAと同じく部分品および附属品は規制対象にはなっておりませんが、輸出令にはこれらの文言があるため、該非判定の際に混乱を生じることがあり、CISTECも事業者から相談を受けることがあります。
- 3) 以上より、本要望は輸出令別表1の5の項(5)に対して、WA 1.B.2と整合させた改正を行うことによって、輸出令、貨物等省令いずれにおいても部分品及び附属品が規制対象ではないことを明確化するものです
- 4) これにより国内の製造者、輸出者及びその関係者が、法令に定める規制主旨を適正に運用する上で、より円滑に該非判定を行う事が出来るようになるものと思料します。

以上